

船社の航路再編・統合等、アライアンスに関する中央事前協議会議事録確認

標記について、中央事前協議会は、下記の通り確認した。

記

1. アライアンス等の対応について、日港協と全国港湾及び港運同盟は、次の協定を再確認しその基本主旨を尊重し誠実に履行することを確認した。その際、日港協は、アライアンスの再編等が、港湾労働者にとって雇用と職域に係る死活的な事項であると同時に、港運事業者の業域と事業基盤をも脅かす事項として認識し、現状の雇用と就労機会の確保に万全の対策を講じ、誠意ある対応を行うことを表明した。
 - (1) 産別協定第9条1項、＝「輸送体制並びに荷役手段の形態変化に伴い、港湾労働者の雇用と就労に影響を及ぼす事項については、あらかじめ協議する」、「産別労使協定である事前協議制度等に対する不当な圧力、介入に対しては反対する」
 - (2) 産別協定58条第5項-2-(2)＝事前協議制度は、船社-日港協、日港協-労組で行う2者2者協議を基本とする。
 - (3) 産別協定58条第14項-①「98アライアンスに係る確認」の2項＝当該ターミナルに係る関係者は協力して、最大限雇用と就労をはかる。必要により三者会談に努力する。
 - (4) 産別協定58条第14項-②「アライアンス再編成に係る中央事前協議会労使議事録確認」＝1項/アライアンスの再編について、関係者は港湾労働者の雇用と就労・労働条件に影響を及ぼさないよう最大限の努力をする。2項/また、港湾労働者の雇用と就労の機会向上を図るためのあらゆる方策について具体策を検討する。
2. 日港協は、関係する地区において、中央事前協議会の意向を受けて、関係元請をはじめ港運事業者の責任において港湾労働者の雇用確保のためのあらゆる措置をとるよう周知する。

また、日港協は、本問題は「船社の事業展開の方針」に起因する性格の問題であり、必要に応じ船社に対して協力を求めることとする。

3. 地区労使は、中央事前協議会からの要請があった場合は、船社の航路再編・統合等、アライアンスに関する影響・実績などについて、毎月の中央事前協議会に報告し、中央・地区がアライアンスの再編によって雇用・職域問題が発生していないかどうかを検証できるデータを準備する。本データは、船社毎・ターミナル毎の取り扱い貨物量(TEU/月)、就労人数(船内/沿岸/検数/検定/関連)などとする。
4. 以上の議事録確認にもとづく船社の航路再編・統合等、アライアンスの再編等の対応について、中央・地区において労使各々より疑義が生じた場合は、各々誠実に協議し、本議事録確認の趣旨に沿って対応する。
5. 中央事前協議会は、今後も船社の航路再編・統合等、アライアンス問題が引き続き起きることを想定し、そのための情報収集や情報交換など、事態の共通認識を図り、以て、予め協議できるよう措置する。

以上

2017年 3月 1日

中央事前協議会
議長 松井 明生



全国港湾労働組合連合会
中央執行委員長 糸谷 欽一郎



全日本港湾運輸労働組合同盟
会長 新屋 義信

